

—中学校武道必修化に向けた地域連携指導実践校事業—

# 柔道学習指導の手引き **続編**

—けがをさせない指導法—



平成24年 3月

長野県教育委員会事務局スポーツ課

# 柔道の安全指導を目指して

2006年（平成18年）、教育基本法が改正され、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」という教育の目標が示されました。

これを受けて、2008年（平成20年）の学習指導要領の改訂では、2012年（平成24年）から中学校保健体育において武道が必修になり、生徒は男女を問わず全員が柔道・剣道・相撲のいずれかを学ぶことになり、今まで以上に多くの生徒たちが柔道を学ぶこととなります。

授業では限られた単元時間の中で柔道を安全に、かつ柔道のもつ楽しさを味わうことができるよう、指導の工夫が求められています。本書では、体育授業の現場で活用いただくため、「安全の確保」に焦点を当て、いかに柔道初心者である中学生に「けが」をさせないように指導したらよいのかを「正しい動作」と「危険な状態」をわかりやすくまとめ、付録のDVDで確かめることができます。

是非、本書をご利用いただき、柔道の学習指導の一助としていただければ幸いです。

長野県教育委員会事務局  
スポーツ課長 原 一樹